

清水北地区社会福祉協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、清水北地区社会福祉協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を清水北地区振興会館内に置く。

(会館の使用は地域住民に配慮し基本的に 22 時閉館とする。)

(目 的)

第3条 本会は、清水北地区住民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民の協力を得て、地区の福祉の増進と明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の福祉に関する総合計画及び調査研究。
- (2) 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための、情報の伝達と意識の高揚。
- (3) 地域ぐるみの福祉活動の実践。
- (4) 住民福祉の増進を目的とする各種団体との連絡調整及び活動の助成。
- (5) 福井市社会福祉協議会および関係機関との連携。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組織及び会員)

第5条 本会は、清水北地区内に居住するものをもって会員とし組織する。

- (1) 会員は、本会の事業目的に賛同し、これを援助するため会費を納める。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局 若干名(兼務できる)
- (5) 会計 1名 (兼務できる)
- (6) 部会長 若干名(兼務できる)
- (7) 監 事 2名

- 1 会長、副会長及び監事は、理事の中から選出し、総会において承認を得る。
- 2 事務局、会計は、会長が委嘱する。
- 3 部会長は各専門部会において選出し、会長が委嘱する。
- 4 理事は各種団体代表者ならびに社会福祉関係者を充てる。
- 5 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(職 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 1 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代行する。
- 2 事務局は、本会の会務及び経理を処理する。
- 3 部会長は、各専門部会を把握する。
- 4 監事は、本会の業務の執行状況並びに経理状況を監査する。
- 5 理事は会務を執行する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(理 事)

第9条 本会に理事を置く。

- 2 理事は、別表1のとおりとし、総会において承認を得る。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 理事の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 理事は、再任されることができる。

(会 議)

第10条 会議は、総会、理事会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議に議長を置き、会長はその議長となる。

(総 会)

第11条 総会は、本会の役員、理事、及び福祉委員をもって構成し、その総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面（委任状）をもって、総会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 総会の議事は、1、2の出席者過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会の決議を要する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 会長、副会長、監事及び理事の承認に関すること
 - (4) 規約の改廃に関すること
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、その総数の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ、その会を開き、議決することはできない。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面（委任状）をもって、理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に議決すべき事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、事務局、会計、部会長をもって構成し、その総数の3分の2以上の出席がなければ、その会を開き、議決することはできない。

- 2 前項の場合において、あらかじめ書面（委任状）をもって、役員会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 役員会の議事は、役員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会は、理事会に付議すべき事項を議決する。

(専門部会)

第14条 本会は、事業の合理的な実行を期するため別に定めるところにより専門部会を置くことができる。

(福利厚生)

第15条 現職の役員（第6条）が死亡した場合は、生花1基と香料10,000円を贈る。
（役員の配偶者については、香料5,000円を贈る。）

- 2 現職の役員が病気の為20日以上入院した場合、見舞金5,000円を贈る。
- 3 この内規に該当しない災害等については、会長が必要と判断したときは、役員会に諮り見舞金を贈る事ができる。
- 4 理事、福祉委員については、会長が必要と判断したときは、役員会に諮り見舞金を贈る事ができる。
- 5 会長は、協力機関団体長に対し慶弔金が必要と判断したときは、役員会に諮り見舞金等を贈る事ができる。

(会計)

第16条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金等の収入をもつて充てる。

1 会費は、一世帯につき 年額500円とする。

(会費内訳 350円・市社協会費 : 150円・北社協会費)

※1 平成32年(令和1年)4月1日より値上げ改訂

※1 会費は、一世帯につき 年額650円とする。

(会費内訳 : 500円＝市社協一般会費 : 150円＝北社協会費)

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 この規約は、平成22年4月1日より施行する。

別表 1 (規約第9条2項に関係)

選出区分

- ① 北地区民生委員児童委員
- ② 北地区各自治会会長
- ③ 北地区連合会会長
- ④ 北地区公民館館長
- ⑤ 北地区福祉委員の互選のあった者
- ⑥ 北地区保険衛生推進委員会会長、又は会長から推薦のあった者
- ⑦ 北地区壽クラブ会長、又は会長から推薦のあった者
- ⑧ 北地区社会福祉協議会会長から推薦のあった者
- ⑨ 北地区内各種団体、学校、児童館、福祉施設等